

「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び 関係規則等の一部改正等について（案）

平成 29 年 11 月 15 日

日本証券業協会

I. 趣旨

本協会は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 7（外務員の登録事務の委任）等の規定に基づき、協会の外務員に係る行政処分を行うとともに、自主規制規則に基づき自主規制処分を行っている。

今般、以下のとおり、処分の決定前及び決定後のそれぞれの手続において、処分に係る外務員等に対する意見陳述等の機会の確保及び簡易かつ迅速な不服申立て手続の実現を図るため、新たに規則を制定し、併せて関係規則等について所要の改正等を行うこととする。

1. 外務員等に対する処分決定前の手続等

本協会では、これまで、協会の外務員等に係る自主規制処分を行う場合、不都合行為者の取扱いの決定が予定される者に対してのみ、事前に教示した上で弁明の手続を実施していた。今般、新たに「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」を制定し、弁明の手続の対象者として、不都合行為者の取扱いの決定が予定される者とともに、外務員の職務禁止措置及び営業責任者等の配置禁止措置の決定が予定される者を加えることとする。併せて、行政処分に係る聴聞及び全ての自主規制処分の弁明の手続の通知、また、行政処分及び全ての自主規制処分の決定に係る通知について、外務員等本人に対しても同様の通知を行う旨を規定し、意見陳述等の機会の確保を図ることとする。

2. 外務員等に対する処分の決定後の手続

本協会では、これまで、自主規制処分を行った場合、不都合行為者の取扱いの決定を受けた者についてのみ、不服申立てを行うことができる旨を規定していた。今般、新たに「不服申立てに関する規則」を制定し、不服申立ての対象者として、不都合行為者の取扱いの決定を受けた者とともに、外務員の職務禁止措置及び営業責任者等の配置禁止措置の決定を受けた者を加えることとする。併せて、自主規制処分に係る不服申立ての手続を行政不服審査法（以下「行審法」という。）に準じた手続に変更し、行政処分に対する審査請求との一体的な審理を可能にすることによって、簡易かつ迅速な手続を実現することとする。

Ⅱ. 骨子

1. 「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の制定について

(1) 目的

この規則は、協会の外務員等（従業員等及び金融商品仲介業者の外務員等をいう。）の処分に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。（第1条）

(2) 行政処分の手続

- ① 本協会が協会の外務員に係る行政処分をしようとするときは、当該協会に予定される不利益処分内容及び根拠法令等の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所等を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。聴聞の通知を受けた協会は、当該外務員に対して当該通知の内容を伝達しなければならない。本協会は、外務員が協会に所属していない場合には、当該外務員に対して同様の通知を行う（ただし、いずれも当該外務員の住所が不明な場合等を除く。以下本規則において同じ。）。（第3条）
- ② 本協会が金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、所属協会を通じて金融商品仲介業者に①に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。聴聞の通知を受けた所属協会は、当該金融商品仲介業者に対して外務員に当該通知の内容を伝達するように指導しなければならない。本協会は、外務員が金融商品仲介業者に所属していない場合には、当該外務員に対して同様の通知を行う。（第4条）
- ③ 本協会が協会の外務員に係る行政処分を行ったときは、当該協会に通知する。当該協会は、当該外務員に対して当該通知の内容を伝達しなければならない。本協会は、外務員が協会に所属していない場合には、当該外務員に対して同様の通知を行う。（第5条）
- ④ 本協会が金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、所属協会を通じて金融商品仲介業者に通知する。当該所属協会は、当該金融商品仲介業者に対して外務員に当該通知の内容を伝達するように指導しなければならない。本協会は、外務員が金融商品仲介業者に所属していない場合には、当該外務員に対して同様の通知を行う。（第6条）

(3) 自主規制処分の手続

- ① 本協会が不都合行為者の取扱い、外務員の職務禁止措置及び営業責任者等の配置禁止措置を行う場合には、弁明の手続を行う。弁明の通知を受けた協会は、当

該通知に係る従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。）に対して当該通知の内容を伝達しなければならない。本協会は、外務員が協会員に所属していない場合には、当該従業員等に対して同様の通知を行う。

（第 8 条）

- ② 弁明の手続として、本協会による弁明通知書の送付、当事者等による弁明書の提出、弁明の期日の開催やその審理の進め方、弁明の終結等について定める。（第 9 条から第 20 条、第 22 条）

- ③ 本協会が金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行う場合には、弁明の手続を行う。弁明の通知を受けた所属協会員は、当該金融商品仲介業者に対して外務員等に当該通知の内容を伝達するように指導しなければならない。本協会は、外務員等が金融商品仲介業者に所属していない場合には、当該外務員等に対して同様の通知を行う。（第 21 条）

- ④ 本協会が従業員等に係る自主規制処分（不都合行為者の取扱いの決定を除く。）を行ったときは、事故報告を行った協会員（以下「提出協会員」という。）に通知する。当該協会員は、当該従業員等（当該協会員に所属している場合に限る。）に対して当該通知の内容を伝達しなければならない。本協会は、従業員等が提出協会員に所属していない場合には、当該従業員等に対して同様の通知を行う。

本協会が従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定したときは、当該従業員等及び提出協会員に通知を行う。（第 23 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条）

- ⑤ 本協会が金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行ったときは、提出協会員は、当該金融商品仲介業者に対して当該金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している場合に限る。）に当該通知の内容を伝達するように指導しなければならない。本協会は、外務員等が金融商品仲介業者に所属していない場合には、当該外務員等に対して同様の通知を行う。（第 26 条）

2. 「協会員の従業員に関する規則」等の一部改正等について

（1）新規則の制定に伴う現行規定の整理

上記 1. のとおり、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の制定に伴い、これまで以下の諸規則等に規定されていた同趣旨の重複する規定を整理する。

- ・ 「協会員の従業員に関する規則」
- ・ 『「協会員の従業員に関する規則」第 4 章に規定する不都合行為者の取扱いに係

る手続に関する細則」※本細則は廃止する。

- ・ 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」
- ・ 「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」
- ・ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」
- ・ 「金融商品仲介業者に関する規則」

(2) 所要の整備

その他所要の整備を図る。「協会の従業員に関する規則」第7条第21号、同第24号、「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」第8条第2項、「金融商品仲介業者に関する規則」第31条第2項)

3. 「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の制定について

(1) 目的等及び定義規定

- ① この規則は、本協会が行う協会の従業員等に係る自主規制処分(②にいう自主規制処分をいう。以下同じ。)に関し、協会及び協会の従業員等からの不服申立てとして、行審法に基づく審査請求に準ずる簡易迅速かつ公正な手続を定めることを目的とする。(第1条)
- ② 本協会が行う不都合行為者の取扱いの決定、営業責任者の配置禁止措置の決定、内部管理責任者の配置禁止措置の決定、外務員の職務禁止措置の決定を総称して「自主規制処分」と定義する。(第3条)

(2) 不服申立ての手続

- ① 自主規制処分の名宛人(協会又は不都合行為者)及び自主規制処分の対象となった者は、本協会に対して不服申立てを行うことができることとする。(第4条)
- ② 不服申立ての審理手続は、本協会が指名した審理員(自主規制処分に関与していない本協会の職員)が行うこととする。(第5条)
- ③ 不服申立人以外の者であって不服申立てに係る自主規制処分につき利害関係を有する者は、審理員の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる(以下、不服申立てに参加する者を「参加人」という。)こととする。(第8条)
- ④ 不服申立ては、不服申立期間内に不服申立書を本協会に提出して行わなければならないこととする。(第10条～第13条)

- ⑤ その他、多数人が共同して不服申立てを行う場合の総代、代理人、審理手続の承継、執行の不停止、不服申立ての取下げ等について必要な事項を定める。(第6条、第7条、第9条、第14条、第15条)

(3) 審理手続

- ① 審理員は、本協会に対しては弁明書の提出を、不服申立人に対しては反論書の提出を求めることとする。また、参加人は、意見書を提出できることとする。(第17条、第18条)
- ② 審理員は、不服申立人又は参加人の申立てがあつた場合には、口頭意見陳述の機会を与えることとする。また、不服申立人又は参加人は、証拠書類等を提出することができることとする。(第19条、第20条)
- ③ 審理員は、審理手続を終結したときは、審理員意見書を作成し本協会に提出することとする。(第28条、第29条)
- ④ その他、審理手続の計画的進行・遂行、物件の提出、参考人の陳述及び鑑定、検証、質問、提出書類等の閲覧等、審理手続の併合又は分離について必要な事項を規定する。(第16条、第21条～第27条)

(4) 裁決

- ① 本協会は、審理員から審理員意見書が提出されたときは、遅滞なく裁決書により裁決を行うこととする。(第30条、第34条)
- ② 本協会は、不服申立てが本協会の規則に違反している場合は却下採決をし、不服申立てに理由がない場合には棄却裁決をし、不服申立てに理由がある場合は、自主規制処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する裁決をすることとする。なお、本協会は、不服申立人の不利益に当該自主規制処分を変更することはできないこととする。(第31条～第33条)
- ③ その他、裁決の効力発生、証拠物等の返還について必要な事項を規定する。(第35条、第36条)

(5) 不都合行為者の取扱いに係る不服申立て手続の整理

この規則の新設に伴い、不都合行為者の取扱いの決定に関する不服申立ての手続に係る規定を整理する。

(「協会の従業員に関する規則」第 13 条の 4、第 13 条の 5、第 13 条の 6、第 14 条の 2、第 15 条の 2、第 15 条の 3、『協会の従業員に関する規則』第 4 章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則」第 16 条から第 20 条)

Ⅲ. 施行の時期

1. 上記Ⅱ. 1. について

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後行われる協会の外務員等の処分に係る手続から適用する。

2. 上記Ⅱ. 2. について

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

『協会の従業員に関する規則』第 4 章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則」は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3. 上記Ⅱ. 3. について

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後行われる自主規制処分から適用する。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 29 年 11 月 15 日（水）から平成 29 年 12 月 14 日（木）17：00 まで（必着）

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会 規律審査部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=10>

(2) 意見の記入要領

次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 規律審査部（TEL 03-3667-8475）

協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則（案）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、協会の外務員等（従業員等及び金融商品仲介業者の外務員等をいう。）の処分に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 従業員等

「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する従業員及び従業員であった者並びに従業員規則第 17 条に規定する役員及び役員であった者のうち、自主規制処分の原因となる事実における行為者をいう。

2 協会の外務員

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員のうち、行政処分の原因となる事実における行為者をいう。

3 金融商品仲介業者

定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。

4 金融商品仲介業者の外務員

「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する外務員のうち、行政処分の原因となる事実における行為者をいう。

5 個人金融商品仲介業者

金融商品仲介業規則第 3 条の 2 に規定する個人金融商品仲介業者をいう。

6 金融商品仲介業者の外務員等

個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業規則第 2 条第 6 号に規定する外務員又はこれらであった者のうち、自主規制処分の原因となる事実における行為者をいう。

7 行政処分

本協会が行う金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分又は金商法第 66 条の 25 において準用する金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定に基づく処分をいう。

8 提出協会員

従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書を提出した協会員又は金融商品仲介業規則第27条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員をいう。

9 当事者

提出協会員及び不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等をいう。

10 当事者等

当事者及び自主規制処分が行われようとしている従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。）をいう。

11 不都合行為者の取扱い

従業員規則第12条第1項に規定する不都合行為者として取り扱うことをいう。

12 外務員の職務禁止措置

外務員規則第6条第1項に規定する外務員の職務禁止措置をいう。

13 営業責任者の配置禁止措置

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者等規則」という。）第17条第1項に規定する営業責任者の配置禁止措置をいう。

14 内部管理責任者の配置禁止措置

内部管理責任者等規則第18条第1項に規定する内部管理責任者の配置禁止措置をいう。

15 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

金融商品仲介業規則第29条第1項に規定する外務員の職務禁止措置をいう。

16 自主規制処分

第11号から前号までに掲げるものを決定することをいう。

17 所属協会員

金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等である協会員をいう。

第2章 行政処分

第1節 聴聞の通知等

第1款 協会員の外務員

（協会員の外務員に係る聴聞の通知等）

第3条 本協会は、協会員の外務員に係る行政処分をしようとするときは、当該外務員に係る外務員登録を受けている協会員に次に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

- 2 不利益処分の原因となる事実
 - 3 聴聞の期日及び場所
 - 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
 - 5 当該外務員の聴聞に関する手続への参加に係る事項
- 2 前項に規定する通知を受けた協会員は、当該通知に係る協会員の外務員（当該協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る協会員の外務員（前項に規定する外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

第2款 金融商品仲介業者の外務員

（金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等）

- 第4条** 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第1項各号に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。
- 2 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

第2節 処分通知等

第1款 協会員の外務員

（協会員の外務員に係る行政処分の通知等）

- 第5条** 本協会は、協会員の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分内容及びその理由を書面により当該外務員に係る外務員登録を受けている協会員に通知する。
- 2 前項に規定する通知を受けた協会員は、当該通知に係る協会員の外務員（当該協

会員に所属している者に限る。) に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。

- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る協会の外務員（前項に規定する外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

第2款 金融商品仲介業者の外務員

（金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分等の通知等）

- 第6条** 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により所属協会を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。
- 2 前項の所属協会は、金融商品仲介業者に対し前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
 - 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
 - 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
 - 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会に周知する。

第3款 公表

（外務員についての処分内容の公表）

- 第7条** 本協会は、第5条第1項及び前条第1項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。

1 公表対象

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの

2 公表内容

処分の対象となる行為があった協会名又は金融商品仲介業者名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容

第3章 自主規制処分

第1節 弁明の手続

第1款 協会の従業員等

(協会の従業員等に係る弁明の通知等)

第8条 本協会は、従業員等に係る自主規制処分をしようとするときは、当事者等について弁明の手続を行う。

- 2 本協会は、前項に規定する弁明の手続を行う場合は、当事者に通知する。
- 3 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除き、当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 4 本協会は、第2項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除き、前項の提出協会員に所属していない者に限る。）に対しても、同様の通知を行う。
- 5 前3項の規定は、第2項の通知に係る従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
- 6 従業員規則第11条第1項に規定する審査を同条第4項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手続においては、次の各号に掲げる従業員等の区分に応じ当該各号に掲げる協会員を提出協会員とみなす。
 - 1 従業員等が事故が発生した際の協会員に所属している場合 当該従業員が所属している協会員
 - 2 従業員等が事故が発生した際の協会員に所属していない場合 当該事故が発生した際に当該従業員等が所属していた協会員
 - 3 従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等に限る。）が金商法第29条又は第33条の2の登録を取り消された協会員に所属していた場合 当該協会員

(弁明通知書)

第9条 前条の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明通知書」という。）により行う。

- 1 自主規制処分を行おうとする従業員等の氏名
- 2 予定される自主規制処分内容及び根拠となる規則の条項
- 3 予定される自主規制処分の原因となる事実
- 4 弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
- 1 当事者等は、次条第1項の弁明書を、前条第2項から第4項までの規定に基づく通知又は伝達を受けた日から14日以内に、本協会に提出しなければならないこと。
 - 2 当事者等は、弁明の期日の開催を求めることができること及び弁明の期日の開催を求める場合は、前号の弁明書の提出に際し、その旨を記載した書面を提出しなければならないこと。
 - 3 当事者等は、弁明の手続が終結する時までの間、当該弁明の手続に係る事案に関する従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができること。
- 3 自主規制処分が行われようとしている従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。）の所在が判明しない場合においては、従業員等に係る提出協会員が弁明通知書の通知を受けた日から14日を経過したときに、前条第3項又は第4項に基づく通知又は伝達が当該従業員等にされたものとみなす。

（弁明書等の提出）

- 第10条** 前条第2項から第4項までの規定に基づく通知又は伝達を受けた当事者等は、当該通知又は伝達を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明書」という。）を本協会に提出しなければならない。
- 1 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する認否
 - 2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する主張
- 2 前条の通知が従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等に限る。）に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者の取扱いが予定されていることを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から30日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から60日）以内に、本協会に弁明書を提出することができる。
- 3 当事者等は、前2項の弁明書の提出に際し、弁明の期日の開催を書面により求めることができる。

（弁明の期日）

- 第11条** 本協会は、前条第3項の規定により当事者等のいずれかから弁明の期日の開催を求められた場合、弁明の期日を決定し、弁明の期日及び場所を記載した書面を当事者等に送付する。
- 2 当事者等は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。また、提出協会員にあっては、次条に基づき代理人を選任するか否かにか

かわらず、会員代表者、特別会員代表者若しくは特定業務会員代表者又はこれらに代わる者として内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（内部管理責任者等規則に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）が出席しなければならない。

（代理人）

第 12 条 当事者等は、弁明の手續において代理人を選任することができる。

2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者等のために、弁明の手續に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者等は、書面でその旨を本協会に届け出なければならない。

（鑑定人）

第 13 条 主宰者（第 15 条第 1 項に基づき指名された者をいう。以下同じ。）は、当事者等の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者等（以下「鑑定人」という。）に鑑定を依頼することができる。

（文書等の閲覧）

第 14 条 当事者等は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手續に係る事案に関する従業員規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書又は同規則第 11 条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が弁明の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。

3 本協会は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（弁明の手續の主宰）

第 15 条 弁明の手續は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、弁明の手續を主宰することができない。

- 1 当該弁明の手續における当事者等
- 2 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 3 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
- 4 前 2 号に規定する者であったことのある者

- 5 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(弁明の期日における審理の方式)

- 第16条** 主宰者は、最初の弁明の期日の冒頭において、本協会の職員に、自主規制処分内容及び根拠となる規則の条項並びにその原因となる事実を弁明の期日に出席した者に対し説明させるものとする。
- 2 当事者等は、弁明の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本協会の職員（主宰者が鑑定人に弁明の期日への出席を求める場合は、当該鑑定人を含む。）に対し質問を発することができる。
- 3 当事者等は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに弁明の期日に出席することができる。
- 4 主宰者は、弁明の期日において必要があると認めるときは、当事者等に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、弁明の期日に出席した者に対し、弁明書及び証拠書類等を示すことができる。
- 6 主宰者は、当事者等のいずれかが出席しないときは、弁明の期日における審理を行うことができない。ただし、主宰者が、提出協会員が出席できない特段の事情があると認めたときはこの限りでない。
- 7 弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(続行期日の指定)

- 第17条** 主宰者は、弁明の期日における審理の結果、なお弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者等に対し、あらかじめ、次回の弁明の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、弁明の期日に出席した当事者等に対しては、当該弁明の期日においてこれを告知すれば足りる。

(当事者等の欠席等の場合における弁明の手続の終結)

- 第18条** 主宰者は、当事者等のいずれかが、正当な理由なく第10条に定める期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明の期日に出席しない場合には、当該者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、弁明の手続を終結することができる。

(弁明の調書及び報告書)

- 第 19 条** 主宰者は、弁明の手続の経過を記載した調書を作成し、当該調書において自主規制処分の原因となる事実に対する当事者等及び鑑定人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、弁明の期日が開催された場合は期日ごとに、速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、弁明の手続の終結後速やかに、自主規制処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本協会に報告しなければならない。
- 4 当事者等は、第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(弁明の手続の再開)

- 第 20 条** 本協会は、弁明の手続の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して弁明の手続の再開を命ずることができる。なお、第 17 条第 2 項本文の規定は、この場合について準用する。

第 2 款 金融商品仲介業者の外務員等

(金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の通知等)

- 第21条** 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置をしようとするときは、金融商品仲介業者の外務員等及び金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員について弁明の手続を行う。
- 2 本協会は、前項に規定する弁明の手続を行う場合は、金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員に通知する。
- 3 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 4 本協会は、第 2 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属していない者及び個人金融商品仲介業者であった者に限る。）に対しても、同様の通知を行う。
- 5 前 2 項の規定は、金融商品仲介業者の外務員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
- 6 金融商品仲介業規則第28条第 1 項に規定する審査を同条第 4 項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手続においては、当該弁明の手続に係る個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者が所属する協会員（当該金融商品仲介業者の外務員

の職務禁止措置の原因となる事故が発生した際に所属していた協会員に限る。)を提出協会員とみなす。

(金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の手続への準用)

第22条 第9条から第20条まで(第10条第2項を除く。)の規定は、金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「従業員等」とあり、及び「従業員等(不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。)」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員等」と、「自主規制処分」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置」と、「当事者等」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員等及び金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員」と、「従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等」とあるのは「金融商品仲介業規則第27条に規定する事故顛末報告書又は同規則第28条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等」と、第10条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

第2節 処分通知等

第1款 不都合行為者の取扱い

(不都合行為者の取扱いの通知)

第23条 本協会は、従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該従業員等及び提出協会員に通知する。この場合において、当該従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。

2 前項の規定のうち従業員等に対する通知については、当該従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

(不都合行為者決定通知書)

第24条 前条第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「不都合行為者決定通知書」という。)により行う。

- 1 不都合行為者の取扱いを決定した従業員等の氏名
- 2 不都合行為者の取扱いの決定の内容及び根拠となる規則の条項

- 3 不都合行為者の取扱いの決定の年月日
- 4 不都合行為者の取扱いの決定の原因となる事実
- 2 前項の不都合行為者決定通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
 - 1 当事者は、不都合行為者の取扱いの決定の内容について、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本協会に不服の申立てができること。
 - 2 当事者は、前号の不服の申立てを行う場合には、「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」に規定する不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
 - 3 第1号の不服の申立ては、不都合行為者の取扱いの決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない（ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）こと。
- 3 前2項にかかわらず、前条第1項の不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合の通知は、その旨を記載した書面により行う。

第2款 外務員の職務禁止措置

（外務員の職務禁止措置の通知等）

- 第25条** 本協会は、外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出協会員に通知する。外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。
- 2 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る従業員等（当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
 - 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る従業員等（前項に規定する従業員等を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
 - 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
 - 5 第24条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「協会員の外務員の職務禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「協会員の外務員の職務禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「協会員の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と読み替えるものとする。

第3款 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

(金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等)

第26条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。

- 2 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属していない者及び個人金融商品仲介業者であった者に限る。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
- 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。
- 6 第21条第6項の規定は、前各項の場合について準用する。
- 7 第24条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。

第4款 営業責任者等の配置禁止措置

(営業責任者の配置禁止措置の決定の通知等)

第27条 本協会は、営業責任者の配置禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出協会員に通知する。

- 2 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る営業責任者（当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る営業責任者（前項に規定する営業責任者を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る営業責任者の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
- 5 本協会は、第1項の規定による措置を行うことを決定した場合において、当該決定に係る営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。
- 6 第24条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「営業責任者の配置禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「営業責任者の配置禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「営業責任者の配置禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と読み替えるものとする。

（内部管理責任者の配置禁止措置の決定の通知等）

- 第28条** 本協会は、内部管理責任者の配置禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出協会員に通知する。
- 2 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る内部管理責任者（当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
 - 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る内部管理責任者（前項に規定する内部管理責任者を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
 - 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る内部管理責任者の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
 - 5 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。
 - 6 第24条の規定は、内部管理責任者の配置禁止措置通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「内部管理責任者の配置禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「内部管理責任者の配置禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは

「内部管理責任者の配置禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第 24 条第 1 項中「前条第 1 項」とあり、及び第 24 条第 3 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 4 章 雑則

(費用)

第 29 条 第 3 章第 1 節に規定する弁明の手續の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、当事者等の負担とする。

- 1 弁明の期日に係る会場の費用
- 2 弁明の手續において主宰者が職権で依頼した鑑定に係る費用
- 3 本協会が文書の通知に要した費用

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後行われる協会員の外務員等の処分に係る手續から適用する。

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 11 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（禁止行為） 第 7 条 （ 現行どおり ） 1～20 （ 現行どおり ） 21 顧客から取引所金融商品市場において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 23 号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 11 条に規定する取引を除く。なお、この号本文及びただし書の規定は、私設取引システム（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 7 項に規定する私設取引システムをいう。）における有価証券の売付けについて準用する（次号において同じ。）。 22・23 （ 現行どおり ） 24 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第	（禁止行為） 第 7 条 （ 省 略 ） 1～20 （ 省 略 ） 21 顧客から取引所金融商品市場において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 11 条に規定する取引を除く。なお、この号本文及びただし書の規定は、私設取引システム（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 7 項に規定する私設取引システムをいう。）における有価証券の売付けについて準用する（次号において同じ。）。 22・23 （ 省 略 ） 24 投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第

改 正 案	現 行
34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。次号及び第 26 号において同じ。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 25～27 (現行どおり) (削 る) (削 る)	34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。以下次号及び第 28 号において同じ。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 25～27 (省 略) (弁明の手続) 第 13 条 本協会は、従業員等を不都合行為者として取り扱おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。 2 本協会は、前項に規定する弁明の手続を行う場合は、その旨を当該弁明の手続に係る従業員等及び当該従業員等の不都合行為者としての取扱いの原因となる事故に関して第 10 条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員（以下「提出協会員」という。）に通知する。 3 第 11 条に規定する審査を同条第 4 項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手続においては、不都合行為者として取り扱おうとする場合における弁明の手続を行うときは、次の各号に掲げる従業員等の区分に応じ当該各号に掲げる協会員を提出協会員とみなす。 1 当該従業員等が当該事故が発生した際に所属していた協会員を退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けている場合 当該事故発生時に所属していた協会員 2 当該従業員等が金商法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を取り消された協会員に所属していた場合 当該協会員 (不都合行為者決定通知) 第 13 条の 2 本協会は、前条第 1 項の手続に係る従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該従業員等及び提出協会員（従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商

改 正 案	現 行
(不都合行為者名簿) 第 13 条 本協会は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿（以下「不都合行為者名簿」という。）を備え、当該不都合行為者名簿にそれらの者の氏名、性別、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。 (削 る) (削 る)	<u>法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときにあっては、当該他の協会員を含む。第 13 条の 6 第 1 項において同じ。）に通知する。</u> (不都合行為者名簿) 第 13 条の 3 (同 左) (不服の申立て) 第 13 条の 4 <u>第 13 条の 2 の通知を受けた従業員等又は提出協会員は、当該通知が到達した日から 14 日以内に、定款第 76 条の 3 に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u> 2 <u>第 13 条の 2 の通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者としての取扱いとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から 60 日）以内に、不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u> 3 <u>不服の申立ては、本協会が当該申立てに係る従業員等を不都合行為者として取り扱うことを妨げない。</u> (不服審査) 第 13 条の 5 <u>不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下「不服審査」という。）し、その結果を当該申立てに係る従業員等及び提出協会員に通知する。</u> 2 <u>従業員等及び提出協会員は、不服審査</u>

改 正 案	現 行
(削 除) (不都合行為者取扱解除申請書) 第 14 条の 2 前条に規定する解除の申請は、<u>協会員又は本協会が不都合行為者として取り扱っている者（以下「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者取扱解除申請書」という。）を本協会に提出することにより行わなければならない。</u> 1 <u>解除申請者が従業員等である場合は、当該従業員等の氏名、生年月日及び住所</u> 2 <u>解除申請者が協会員である場合は、当該協会員の商号及び所在地並びに本協会が不都合行為者として取り扱っている従業員等の氏名、生年月日及び住所</u>	<u>の結果について、不服を申し立てることができない。</u> (再審査) 第 13 条の 6 前条第 1 項の審査の結果、<u>不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、本協会は、当該不服の申立てに係る不都合行為者としての取扱いの決定について改めて審査（以下「再審査」という。）を行い、その結果を当該申立てに係る従業員等及び提出協会員に通知する。</u> 2 <u>再審査の結果、不服の申立てに係る不都合行為者としての取扱いの決定が不当であると認められた場合、本協会は当該結果に従い当該決定を変更し又は取り消す。</u> 3 <u>前項の場合、本協会は、不服の申立てに係る従業員等について、前項の結果に従い不都合行為者名簿の記載を変更し又は抹消する。</u> 4 <u>本協会は、再審査において、再弁明の手続を行うものとする。</u> 5 <u>本協会は、前項に規定する再弁明の手続を行う場合は、再弁明の期日を決定し、その内容を当該再弁明の手続に係る従業員等及び提出協会員に通知する。</u> 6 <u>従業員等及び提出協会員は、再審査の結果について、不服を申し立てることができない。</u> (新 設)

改 正 案	現 行
<u>3 不都合行為者決定の内容及び年月日</u> <u>4 解除の申請の理由</u> <u>5 解除の申請の年月日</u> 2 <u>不都合行為者取扱解除申請書には、前項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。</u> (解除申請の結果通知) 第15条の2 <u>前条第2項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。</u> <u>1 解除の申請に係る従業員等の氏名等</u> <u>2 前条第1項の審査の結果及びその理由</u> (費用) 第15条の3 <u>第14条から第15条の2に規定する手続の費用は、本協会が文書の通知に要した費用を除くほか、解除申請者の負担とする。</u> 付 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。	(細則への委任) 第15条の2 <u>第13条から前条までの手続について、必要な事項は、細則で定める。</u> (新 設)

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 11 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
(外務員の職務禁止措置) 第6条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (削 る)	(外務員の職務禁止措置) 第6条 (省 略) 2 (省 略)
3 本協会は、第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員の職務禁止措置者に係る登録申請協会員（この規則第7条第1項第1号に規定する登録の申請を行う協会員をいう。）が「<u>協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則</u>」第25条第1項に規定する通知を受けていない場合には、当該登録申請協会員に対し、教示するものとする。ただし、第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員の職務禁止措置を解除された者及び外務員の職務禁止措置期間が経過した者は、この限りでない。 (削 る)	3 本協会は、<u>第1項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を同項に規定する協会員に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者（定款第3条第9号に掲げる金融商品仲介業者をいう。）に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）となっているときは、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。</u> 4 本協会は、第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員の職務禁止措置者に係る登録申請協会員（この規則第7条第1項第1号に規定する登録の申請を行う協会員をいう。）が前項に規定する通知を受けていない場合には、当該登録申請協会員に対し、教示するものとする。ただし、第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員の職務禁止措置を解除された者及び外務員の職務禁止措置期間が経過した者は、この限りでない。 5 本協会は、<u>第1項の規定による外務員の職務禁止措置を講じようとするときは、同項に規定する協会員に対し当該外務員の職務禁止措置の内容及び根拠となる法令等の条項並びにその原因となる事実を通知し、確認を行う。</u> 6 前各項は、外務員でない協会員の役員又は従業員について準用する。この場合
4 前3項は、外務員でない協会員の役員又は従業員について準用する。この場合	6 前各項は、外務員でない協会員の役員又は従業員について準用する。この場合

改 正 案	現 行
において、第1項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「協会の役員又は従業員（協会の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「前条及び従業員規則第7条各号に規定する行為、同規則第8条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と読み替えるものとする。 （登録の拒否） 第9条 （ 現行どおり ） 1 （ 現行どおり ） 2 金商法第64条の5第1項の規定又はこの規則第11条の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 3・4 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） （外務員についての処分） 第11条 （ 現行どおり ） （ 削 る ） （ 削 る ） 第12条 削除	において、第1項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「協会の役員又は従業員（協会の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「前条及び従業員規則第7条各号に規定する行為、同規則第8条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と、<u>第3項中「当該外務員が」とあるのは「当該役員又は従業員が」と読み替えるものとする。</u> （登録の拒否） 第9条 （ 省 略 ） 1 （ 省 略 ） 2 金商法第64条の5第1項の規定又はこの規則第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 3・4 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） （外務員についての処分） 第11条 （ 省 略 ） 2 <u>本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する協会員に通知し、聴聞を行う。</u> 3 <u>本協会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する協会員に通知する。</u> （外務員についての処分内容の公表） 第12条 <u>本協会は、前条第3項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</u>

改 正 案	現 行
(外務員の職務禁止措置者及び処分者に対する研修) 第13条 協会員は、第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置者又は<u>第11条</u>の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受講させなければならない。 (登録の抹消) 第14条 (現行どおり) 1 <u>第11条</u>の規定により外務員の登録を取り消したとき。 2・3 (現行どおり) 2 (現行どおり) (登録事務に関する届出) 第15条 本協会は、第8条第1項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、<u>第11条</u>の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を当該外務員の所属する協会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長）に対して提出する。 1～4 (現行どおり) 付 則	1 <u>公表対象</u> 証券取引等監視委員会が、<u>金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの</u> 2 <u>公表内容</u> <u>処分の対象となる行為があった協会員名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容</u> (外務員の職務禁止措置者及び処分者に対する研修) 第13条 協会員は、第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置者又は<u>第11条第1項</u>の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受講させなければならない。 (登録の抹消) 第14条 (省 略) 1 <u>第11条第1項</u>の規定により外務員の登録を取り消したとき。 2・3 (省 略) 2 (省 略) (登録事務に関する届出) 第15条 本協会は、第8条第1項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、<u>第11条第1項</u>の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を当該外務員の所属する協会員の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長）に対して提出する。 1～4 (省 略)

改 正 案	現 行
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	

『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について（案）

平成 29 年 11 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（登録原簿の記載事項） 第 3 条 （ 現行どおり ） 1 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） イ～ニ（ 現行どおり ） ホ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 5 第 1 項の規定又は規則第 11 条の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間 へ （ 現行どおり ） （外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項） 第 4 条 規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 外務員の職務禁止措置（規則第 6 条第 1 項（同第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する外務員の職務禁止措置をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする協会の商号又は名称 2 （ 現行どおり ） （審問の手続） 第 8 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者に通知する。 （ 削 る ）	（登録原簿の記載事項） 第 3 条 （ 省 略 ） 1 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） イ～ニ（ 省 略 ） ホ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 5 第 1 項の規定又は規則第 11 条第 1 項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間 へ （ 省 略 ） （外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項） （ 同 左 ） 1 外務員の職務禁止措置（規則第 6 条第 1 項（同第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する外務員の職務禁止措置をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする協会の商号又は名称 2 （ 省 略 ） （審問等の手続） 第 8 条 （ 同 左 ） 2 本協会は、規則第 11 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、<u>会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者に通知する。</u> <u>1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項</u> <u>2 不利益処分の原因となる事実</u> <u>3 聴聞の期日及び場所</u> <u>4 聴聞に関する事務を所掌する組織の</u>

改 正 案	現 行
2 前項の審問は、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）<u>がこれらの者に代わって出席</u>することができる。この場合には、<u>当該内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者</u>が、当該審問について協会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。 （ 削 る ） 付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	<u>名称及び所在地</u> 3 <u>第 1 項の審問又は前項の聴聞は、</u>会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）を代理人とすることができる。この場合には、<u>当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、第 2 項の聴聞を行う場合に、</u>会員代表者、特別会員代表者又は特定業務会員代表者は、<u>聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。</u>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 11 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（内部管理統括責任者の資格要件） 第 3 条 （ 現行どおり ） 2～5 （ 現行どおり ） 6 協会員は、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）<u>第 11 条</u>の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。 7 （ 現行どおり ） 1・2 （ 現行どおり ） 3 外務員規則<u>第 11 条</u>の規定による外務員の職務の停止の処分を受けた者 4 （ 現行どおり ） （内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 現行どおり ） 2～7 （ 現行どおり ） 8 内部管理統括責任者は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則<u>第 11 条</u>の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 9 （ 現行どおり ） （営業責任者の資格要件） 第 11 条 （ 現行どおり ） 2～6 （ 現行どおり ） 7 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則<u>第 11 条</u>の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、営業責任者に任命してはならない。	（内部管理統括責任者の資格要件） 第 3 条 （ 省 略 ） 2～5 （ 省 略 ） 6 協会員は、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）<u>第 11 条第 1 項</u>の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。 7 （ 省 略 ） 1・2 （ 省 略 ） 3 外務員規則<u>第 11 条第 1 項</u>の規定による外務員の職務の停止の処分を受けた者 4 （ 省 略 ） （内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 省 略 ） 2～7 （ 省 略 ） 8 内部管理統括責任者は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則<u>第 11 条第 1 項</u>の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 9 （ 省 略 ） （営業責任者の資格要件） 第 11 条 （ 省 略 ） 2～6 （ 省 略 ） 7 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則<u>第 11 条第 1 項</u>の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、営業責任者に任命してはならない。

改 正 案	現 行
8 (現行どおり) (内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 (現行どおり) 2～6 (現行どおり) 7 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第 11 条の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理責任者に任命してはならない。 8 (現行どおり) (営業責任者の配置禁止措置の決定) 第 17 条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) (削 る) (内部管理責任者の配置禁止措置の決定) 第 18 条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) (削 る)	8 (省 略) (内部管理責任者の資格要件) 第 14 条 (省 略) 2～6 (省 略) 7 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第 11 条第 1 項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理責任者に任命してはならない。 8 (省 略) (営業責任者の配置禁止措置の決定) 第 17 条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 本協会は、第 1 項の規定による措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第 1 項に規定する決定の事由が発生した協会員に通知する。この場合において、営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第 3 条の 2 に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。 (内部管理責任者の配置禁止措置の決定) 第 18 条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 本協会は、第 1 項の規定による措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第 1 項に規定する決定の事由が発生した協会員に通知する。この場合において、内部管理責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	<u>に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会会員にも併せて通知する。</u>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 11 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 21 条 <u>削除</u>	<u>（金融商品仲介業者の外務員処分の通知及び所属協会員への周知）</u> 第 21 条 <u>本協会は、金融商品仲介業者の外務員について、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による金融商品仲介業者の外務員の登録の取消し又は職務停止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を協会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u> 2 <u>本協会は、前項の通知を行ったときは、これをすべての所属協会員に周知する。</u>
第 22 条 <u>削除</u>	<u>（金融商品仲介業者の外務員についての処分内容の公表）</u> 第 22 条 <u>本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</u> 1 <u>公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの</u> 2 <u>公表内容 処分の対象となる行為があった金融商品仲介業者名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容</u>
<u>（外務員の職務禁止措置）</u> 第 29 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （ 削 る ）	<u>（外務員の職務禁止措置）</u> 第 29 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 <u>本協会は、第 1 項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を第 27 条の事故顛末報告書を提出した協会員を通じて当該事故顛末報告書に係る金融商品仲介業者に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人</u>

改 正 案	現 行
(削 除) (削 除) (削 除) (処分者等の外務員の職務の禁止) 第 29 条の 2 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、外務員の職務停止処分者若しくは外務員規則第 11 条に規定する外務員の職務の停止の処分を受けた者又は前条第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置者に、当該処分又は措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。 (複数の協会員が委託を行う場合の取扱い) 第 31 条 (現行どおり) 2 前項において、一の金融商品仲介業者に金融商品仲介業の委託を行う複数の協会のうちに会員が含まれる場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。 3・4 (現行どおり) 付 則	<u>金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</u> 4 <u>本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属協会員に周知する。</u> 5 <u>本協会は、第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置を講じようとするときは、第 27 条の事故顛末報告書を提出した協会員に当該外務員の職務禁止措置の内容及び根拠となる法令等の条項並びにその原因となる事実を通知し、確認を行う。</u> 6 <u>前 5 項の規定は、前条第 4 項に規定する認定資料により個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員につき外務員の職務禁止措置に係る決定の審査を行おうとする場合において、当該個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者が所属する協会員（当該外務員の職務禁止措置の原因となる事故が発生した際に所属する協会員に限る。）を事故顛末報告書を提出した協会員とみなして、この規則の規定を適用する。</u> (処分者等の外務員の職務の禁止) 第 29 条の 2 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、外務員の職務停止処分者若しくは外務員規則第 11 条第 1 項に規定する外務員の職務の停止の処分を受けた者又は前条第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置者に、当該処分又は措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。 (複数の協会員が委託を行う場合の取扱い) 第 31 条 (省 略) 2 前項において、一の金融商品仲介業者に協会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。 3・4 (省 略)

改 正 案	現 行
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	

協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、本協会が行う協会員の従業員等に係る自主規制処分に関し、協会員及び協会員の従業員等からの不服申立てとして、行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づく審査請求に準ずる簡易迅速かつ公正な手続を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、本協会が行う協会員の従業員等に係る自主規制処分に関する不服申立てに適用する。

2 金融商品取引法第64条の5（同法第66条の25において準用する場合を含む。）に基づく処分等については、行審法の規定が適用され、本規則の適用はないものとする。

（定義）

第3条 この規則において、「自主規制処分」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第12条第1項に規定する不都合行為者の取扱いの決定
- 2 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条第1項に規定する外務員の職務禁止措置の決定
- 3 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第17条第1項に規定する営業責任者の配置禁止措置の決定
- 4 内部管理責任者規則第18条第1項に規定する内部管理責任者の配置禁止措置の決定
- 5 「金融商品仲介業者に関する規則」第29条第1項に規定する外務員の職務禁止措置の決定

（不服申立て）

第4条 自主規制処分の名宛人及び当該自主規制処分の対象となった者で、当該自主規制処分に不服がある者は、本協会に対して不服申立てを行うことができる。

第2章 不服申立て

第1節 審理関係人

(審理員)

第5条 前条の規定により不服申立てがされた本協会は、本協会に所属する職員のうちから、第3節に規定する審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名するとともに、その旨を当該不服を申し立てた者（以下「不服申立人」という。）に通知する。ただし、第13条の規定により不服申立てを却下する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により指名する審理員の条件は、行審法第9条第2項に準ずるものとする。

(総代)

第6条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、総代を互選することができる。総代については、行審法第11条に準ずるものとする。

(代理人による不服申立て)

第7条 不服申立ては、代理人によってすることができる。代理人による不服申立てについては、行審法第12条に準ずるものとする。

(参加人)

第8条 不服申立人以外の者であって不服申立てに係る自主規制処分につき利害関係を有するものと認められる者は、審理員の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる。当該不服申立てに参加する者（以下「参加人」という。）については、行審法第13条に準ずるものとする。

(審理手続の承継)

第9条 不服申立ての目的である自主規制処分に係る権利を承継した者は、不服申立人の地位を承継する。当該地位の承継については、行審法第15条に準ずるものとする。

第2節 不服申立ての手続

（不服申立期間）

第10条 自主規制処分について不服申立てをすることができる期間については、行審法第18条に準ずるものとする。

（不服申立書の提出）

第11条 不服申立ては、行審法第19条に準じた不服申立書を本協会に提出してしなければならない。

（不服申立書の補正）

第12条 不服申立書が前条の規定に違反する場合には、本協会は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めるものとする。

（審理手続を経ないでする却下裁決）

第13条 前条の場合において、不服申立人が同条の期間内に不備を補正しないときは、本協会は、次節に規定する審理手続を経ないで、第31条の規定に基づき、裁決で、当該不服申立てを却下することができる。

2 不服申立てが不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

（執行の不停止）

第14条 不服申立ては、自主規制処分の効力、自主規制処分の執行又は手続の続行を妨げない。

（不服申立ての取下げ）

第15条 不服申立人は、裁決があるまでは、いつでも不服申立てを取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、書面でしなければならない。

第3節 審理手続

（審理手続の計画的進行）

第16条 不服申立人、参加人及び本協会並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（弁明書の提出）

第 17 条 審理員は、相当の期間を定めて、本協会に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

2 本協会は、前項の弁明書に自主規制処分の内容及び理由を記載する。

3 本協会が、次に掲げる書面を保有する場合には、弁明書にこれを添付する。

1 「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分規則」という。）第 19 条第 1 項の調書及び同条第 3 項の報告書

2 処分規則第 10 条第 1 項に規定する弁明書

4 審理員は、本協会から弁明書の提出があったときは、これを不服申立人及び参加人に送付する。

（反論書等の提出）

第 18 条 不服申立人は、前条第 4 項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、不服申立てに係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、不服申立人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び本協会に、参加人から意見書の提出があったときはこれを不服申立人及び本協会に、それぞれ送付する。

（口頭意見陳述）

第 19 条 不服申立人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で不服申立てに係る事件に関する意見を述べる機会を与える。当該口頭意見陳述については、行審法第 31 条に準ずるものとする。

（証拠書類等の提出）

第 20 条 不服申立人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 本協会は、自主規制処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前 2 項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第 21 条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第 22 条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第 23 条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、不服申立人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。

(参加人及び本協会への質問)

第 24 条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人及び本協会に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第 25 条 審理員は、不服申立てに係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 19 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、不服申立人、参加人及び本協会を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。当該聴取については、行審法第 37 条に準ずるものとする。

(不服申立人等による提出書類等の閲覧等)

第 26 条 不服申立人又は参加人は、審理手続が集結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第 17 条第 3 項各号に掲げる書面又は第 20 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 21 条の規定により提出された書類その他の物件をいう。)の閲覧又はその写しの交付を求めることができる。提出書類等の閲覧又はその写しの交付については、行審法第 38 条に準ずるものとする。

- 2 本協会は、前項に規定する提出書類等の写しを不服申立人又は参加人に交付する場合、本協会が別に定めるところにより、あらかじめ実費相当額を請求することができる。

（審理手続の併合又は分離）

第 27 条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の不服申立てに係る審理手続を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る審理手続を分離することができる。

（審理手続の終結）

第 28 条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。審理手続の終結については、行審法第 41 条に準ずるものとする。

（審理員意見書）

第 29 条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、本協会がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成する。

- 2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、本協会に提出する。

第 4 節 裁決

（裁決の時期）

第 30 条 本協会は、審理員意見書が提出されたときは、遅滞なく、裁決をする。

（自主規制処分についての不服申立ての却下又は棄却）

第 31 条 自主規制処分についての不服申立てが第 10 条で定める不服申立期間の経過後にされたものである場合その他本協会の規則に違反している場合には、本協会は、裁決で当該不服申立てを却下する。

- 2 自主規制処分についての不服申立てが理由がない場合には、本協会は、裁決で当該不服申立てを棄却する。

（自主規制処分についての審査請求の認容）

第 32 条 自主規制処分についての不服申立てが理由がある場合には、本協会は、裁決で、当該自主規制処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

（不利益変更の禁止）

第 33 条 前条の場合において、本協会は、不服申立人の不利益に当該自主規制処分を変更することはできない。

（裁決の方式）

第 34 条 裁決は、本協会が記名押印した裁決書により行う。当該裁決書に記載する事項については、行審法第 50 条に準じるものとする。

（裁決の効力発生）

第 35 条 裁決は、不服申立人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、本協会が、不服申立ての手續において不服申立人から提出された不服申立書等の書類に記載された住所又は居所宛に発送したにもかかわらず到達しなかった場合は、当該発送時に送達されたものとみなす。

3 本協会は、裁決書の謄本を参加人に送付する。

（証拠書類の返還）

第 36 条 本協会は、裁決をしたときは、速やかに、第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第 21 条の規定による提出要求に応じて提出され書類その他の物件をその提出人に返還する。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の自主規制処分から適用する。